

2024年2月26日

株式会社ウオロクホールディングス
株式会社ウオロク
代表取締役社長 本多 伸一殿

ウオロク労働組合
執行委員長 那須野 紀浩

正社員組合員の賃金改定に関する要求書

ウオロク労働組合は、下記の内容で要求書を提出する。

記

正社員組合員の賃金改定について

1. 賃上げ額

正社員組合員の賃上げ額について、
組合員の基準内賃金277,372円(2023年12月末現在)に対し、
3,938円(1.42%)を一人平均の定期昇給分とし、あわせて15,478円(5.58%)
のベースアップを含む合計19,416円(7.00%)を要求する。

2. 職責手当

現行の職責手当(月額)について、

副店長職：101,000円に対し、10,000円増額の111,000円とする。

バイヤー・SV職：S級105,000円に対し、10,000円増額の115,000円に引上げ、
1級105,000円に対し、10,000円増額の115,000円に引上げ、
2級103,000円に対し、10,000円増額の113,000円に引上げ、
3級101,000円に対し、10,000円増額の111,000円に引上げ、
4級91,000円に対し、10,000円増額の101,000円とする。

係長・トレーナー職：S級93,000円に対し、10,000円増額の103,000円に引上げ、
1級93,000円に対し、10,000円増額の103,000円に引上げ、
2級92,000円に対し、10,000円増額の102,000円に引上げ、
3級91,000円に対し、10,000円増額の101,000円とする。

M g r 職：S級83,000円に対し、10,000円増額の93,000円に引上げ、
1級83,000円に対し、10,000円増額の93,000円に引上げ、
2級82,000円に対し、10,000円増額の92,000円に引上げ、
3級81,000円に対し、10,000円増額の91,000円とする。

3. 職務手当

主任職の職務手当(月額)について、

主任職：S級30,000円に対し、5,000円増額の35,000円に引上げ、
1級30,000円に対し、5,000円増額の35,000円に引上げ、
2級28,000円に対し、4,000円増額の32,000円に引上げ、
3級26,000円に対し、4,000円増額の30,000円とする。

4. 職務手当新設

2つ以上の部門を担当している主任に対し、手当の新設を要求する。

5. 生鮮デリカセンター従事者に対する手当

(1) 生鮮デリカセンター従事者に対する手当の新設を要求する。

(2) ラインリーダー職の職務手当(月額)については主任職と同額に引上げることを要求する。

(3) ラインリーダー職の職務手当(月額)について、さらに主任職と同様に増額することを要求する。

6. 単身赴任手当(月額)

単身赴任手当35,000円に対し、5,000円増額の40,000円とする。

7. 通勤手当(月額)

(1) ガソリン価格の急激な変化への対応として、年4回のガソリン価格の基準額見直しを要求する。

(2) 長距離通勤者に対して往復分の高速道路利用料金を補助することを要求する。

8. 初任給

(1) 高卒初任給について、現行の基本賃金175,000円に対し、5,000円増額の180,000円とする。

(2) 大卒初任給について、現行の基本賃金215,000円に対し、5,000円増額の220,000円とする。

9. 18歳以上の最低賃金

高卒エリア社員の初任給を最低賃金とし、協定化を結ぶことを要求する。

10. 企業型確定拠出年金(401K)

- (1) 現行、基本給の6.00%の掛金から1.00%以上を上乗せするよう要求する。
- (2) 企業型確定拠出年金に関する制度の周知について、組合員が関心を持つような対応を講じるよう要求する。なおLTD制度も同様とする。

11. 賃金改定は、2024年4月1日(月)からとする。

以上

2024年2月26日

株式会社ウオロクホールディングス
株式会社ウオロク
代表取締役社長 本多 伸一殿

ウオロク労働組合
執行委員長 那須野 紀浩

定時社員組合員・パートナー社員組合員の賃金改定に関する要求書

ウオロク労働組合は、下記の内容で要求書を提出する。

記

賃金改定について

1. 賃上げ額

(1) 基本時給

2023年12月末現在のP5級970円に対し、68円(7.01%)を上げた基本時給1,038円(6.55%)を要求する。

(2) 新潟県最低賃金引き上げ分への対応

2024年度内に新潟県の最低賃金が引上げされた場合には、上昇した額を改定された日から基本時給に上乘せすることを要求する。

2. P1級からP3級の基本時給の見直し

P1級からP3級の基本時給について、2024年6月1日からの基本時給から、

P1級：1,188円から50円増額(4.21%)の1,238円に引上げ、
P2級：1,138円から30円増額(2.64%)の1,168円に引上げ、
P3級：1,088円から20円増額(1.84%)の1,108円とする。

3. 1時間あたりの職務加算給

(1) 主任職の職務加算給

200円から20円増額(10.00%)の220円とする。

(2) リーダーパートナー職の職務加算給

80円から10円増額(12.50%)の90円とする。

4. 1時間あたりの技術加算給

生鮮デリカセンターの製造業務において、能力に応じた技術加算給を新設するよう要求する。

5. 時間給における最低賃金

定時社員組合員、パートナー社員組合員の最低賃金を1,038円とし、協定化する。

6. 「年収の壁」への対応

(1) 労働時間を確保するために、キャリアアップ助成金を活用しながら、対象者に契約時間延長を促すよう要求する。

(2) 年収の壁の対象者をわかりやすくするため、雇用区分の見える化を要求する。

7. 賃金改定は、2024年6月1日（土）からとする。

以上

2024年2月26日

株式会社ウオロクホールディングス
株式会社ウオロク
代表取締役社長 本多 伸一殿

ウオロク労働組合
執行委員長 那須野 紀浩

正社員組合員の一時金（夏・冬）に関する要求書

ウオロク労働組合は、下記の内容で要求書を提出する。

記

一時金について

- 2024年度の一時金は年間で要求する。
年間 5.00ヶ月（夏季2.45ヶ月 冬季2.55ヶ月）
- 算定基礎額 夏季 基本給及び職務・職責手当、職種手当、調整手当とする。
冬季 2024年度賃上げ額を加算した
基本給及び職務・職責手当、職種手当、調整手当とする。
- 支給日 夏季 7月10日（水）
冬季 12月10日（火）

以上

2024年2月26日

株式会社ウオロクホールディングス
株式会社ウオロク
代表取締役社長 本多 伸一殿

ウオロク労働組合
執行委員長 那須野 紀浩

定時社員組合員の一時金（夏・冬）に関する要求書

ウオロク労働組合は、下記の内容で要求書を提出する。

記

一時金について

1. 2024年度の一時金は年間で要求する。

年間 2.50ヶ月（夏季1.25ヶ月 冬季1.25ヶ月）

2. 算定基礎額 夏季 契約時給とする。

冬季 2024年度賃上げ額を加算した契約時給とする。

3. 支給内容は、会社算定によるものとする。

4. 支給日 夏季 7月10日（水）

冬季 12月10日（火）

以上

2024年2月26日

株式会社ウオロクホールディングス
株式会社ウオロク
代表取締役社長 本多 伸一殿

ウオロク労働組合
執行委員長 那須野 紀浩

パートナー社員組合員の一時金（夏・冬）に関する要求書

ウオロク労働組合は、下記の内容で要求書を提出する。

記

一時金について

1. 2024年度の一時金は年間で要求する。

年間 2.00ヶ月（夏季1.00ヶ月 冬季1.00ヶ月）

2. 算定基礎額 夏季 契約時給とする。

冬季 2024年度賃上げ額を加算した契約時給とする。

3. 支給内容は、会社算定によるものとする。

4. 支給日 夏季 7月10日（水）

冬季 12月10日（火）

以上

2024年2月26日

株式会社ウオロクホールディングス
株式会社ウオロク
代表取締役社長 本多 伸一殿

ウオロク労働組合
執行委員長 那須野 紀浩

副店長職の増員もしくは店長代理業務に携わる者への配慮に
関する要求書

ウオロク労働組合は、下記の内容で要求書を提出する。

記

副店長の全店配置

- (1) 同業他社と比較して副店長の配置人数が少なく、店舗オペレーションに支障をきたしていることから、副店長職を全店舗に配置することを要求する。
- (2) 副店長の全店舗配置が困難で、主任職以上の者に店長代理業務を求める場合は、手当新設などの配慮を求める。

以上

2024年 2 月 26 日

株式会社ウオロクホールディングス
株 式 会 社 ウ オ ロ ク
代表取締役社長 本多 伸一殿

ウ オ ロ ク 労 働 組 合
執行委員長 那須野 紀浩

仕事と生活の両立支援に関する要求書

ウオロク労働組合は、下記の内容で要求書を提出する。

記

育児・看護・介護休業など仕事と生活の両立支援制度の一層の整備、充実について

1. 父親の子育てへのかかわりを支援

父親が母親とともに育児休業を取得できるよう、研修会や会議等で制度の周知を行うこと、また意識啓発のための経営トップ宣言や広報活動に取り組み、取得しやすい環境づくりに取り組むこと。

2. 妊産婦が安心して働ける制度改善

会社は妊産婦になった社員に、1回の妊娠につき14日間のつわり休暇を新設し、特別休暇扱い(有給)とすること。

3. 育児に関する制度の整備・改善

育児休業の期間は、子が満2歳になる誕生日の前日までとし、本人の申し出た期間とする。

4. ひとり親の定時社員組合員・パートナー社員組合員の処遇改善の取り組み

家族手当について、要件を満たすひとり親の定時社員組合員・パートナー社員組合員に対して子一人あたり月額5,000円の手当を支給するよう要求する。

5. 子1人につき年10日の看護休暇の整備・改善

会社は小学3年生までの子を養育する社員に、子1人につき年10日の看護休暇を付与する制度の整備・改善をすすめること。なお、看護休暇は特別休暇扱いとし、その賃金は1日について通常の勤務1日あたりの賃金を支給する。

6. 対象家族1人につき年10日の介護休暇の整備・改善

会社は、要介護状態の対象家族を介護する社員に、対象家族1人につき年10日の介護休暇を付与する制度の整備・改善をすすめること。なお、介護休暇は特別休暇扱いとし、その賃金は1日について通常の勤務1日あたりの賃金を支給する。

以上

2024年2月26日

株式会社ウオロクホールディングス
株式会社ウオロク
代表取締役社長 本多 伸一殿

ウオロク労働組合
執行委員長 那須野 紀浩

職場のハラスメント対策に関する要求書

ウオロク労働組合は、下記の内容で要求書を提出する。

記

職場におけるハラスメント対策について

1. カスタマーハラスメントを含む各種ハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応について、さらに職場環境整備を進める。
2. ハラスメントに関わるマニュアルの整備・点検や担当者への研修、周知、啓発を引き続き行うよう要求する。

以上

2024年2月26日

株式会社ウオロクホールディングス
株式会社ウオロク
代表取締役社長 本多 伸一殿

ウオロク労働組合
執行委員長 那須野 紀浩

長時間労働克服に向けた取り組みに関する要求書

ウオロク労働組合は、下記の内容で要求書を提出する。

記

長時間労働克服に向けた取り組みについて

1. 長時間労働克服に向け情報を共有

長時間労働抑制と問題解決のため、会社が持っている時間外勤務の情報を開示し、労使で実態を共有する。

2. 年間総実労働時間短縮に向けた労使協働の取り組み

- (1) すべての組合員の時間外労働（休日労働も含む）を1ヶ月45時間以下に抑えること。
- (2) 年間総実労働時間の実態を労使で把握した上で目標を設定し、総実労働時間の短縮に取り組むものとする。
- (3) 会社全体における長時間労働（時間外勤務手当）が昨年度実績から改善された場合、その原資を組合員のベースアップに加算するものとする。

3. 長時間労働抑制の施策

長時間労働が改善されない場合の対応として、時間外勤務手当の引上げを行うものとし、1ヶ月の時間外労働45時間を超えた時間については、50%の割増率とする。

4. 36協定の特別条項見直し

臨時的に限度時間を超えて延長できる労働時間を年間480時間から450時間に見直す。

5. 未申請残業への対応

未申請残業の要因や課題を労使で協議し、問題が発生した際には迅速に個別対応する。

以上

2024年2月26日

株式会社ウオロクホールディングス
株式会社ウオロク
代表取締役社長 本多 伸一殿

ウオロク労働組合
執行委員長 那須野 紀浩

所定労働時間の短縮に関する要求書

ウオロク労働組合は、下記の内容で要求書を提出する。

記

1. 年間休日

- (1) 2024年度年間休日について、正社員組合員一律117日とする。
- (2) 休日数について、2024年4月1日（月）から実施とする。

2. 勤務間インターバル規制

- (1) 勤務終了時から翌勤務開始時までは、10時間以上の休息時間を付与する。
- (2) 休息時間が翌勤務時間と重複した場合の対応

勤務間インターバル抑制の施策として、勤務終了時から翌勤務開始時までの時間数が休息時間（10時間）に満たない場合は、不足時間数について、25%の割増率を支払うこととする。

以上

2024年 2 月 26 日

株式会社ウオロクホールディングス
株 式 会 社 ウ オ ロ ク
代表取締役社長 本多 伸一殿

ウオロク労働組合
執行委員長 那須野 紀浩

有給休暇制度の充実と取得に関する要求書

ウオロク労働組合は、下記の内容で要求書を提出する。

記

1. 年次有給休暇付与日数の見直し

入社日から6ヶ月に達した時点における全労働日の8割以上出勤した者に対し、現行10日付与から5日増やし、15日付与とする。以降、1年経過ごとに加算する日数は現行通りとし、6年6ヶ月以上勤務した場合、最大で年25日とする

以上

2024年 2 月 26日

株式会社ウオロクホールディングス
株 式 会 社 ウ オ ロ ク
代表取締役社長 本多 伸一殿

ウオロク労働組合
執行委員長 那須野 紀浩

労災付加給付改定に関する要求書

ウオロク労働組合は、下記の内容で要求書を提出する。

記

1. 遺族見舞金の引上げ

有扶養者の遺族見舞金を業務上災害、通勤災害に関わらず2,500万円以上に引上げる。

2. 障害見舞金の引上げ

障害 1 ～ 3 等級(退職)は遺族見舞金と同額とし、障害 4 等級以下は、原則として労働能力喪失表（労働省労働基準局長通達(昭和32年 7 月 2 日基発第551号)）の比率を基準とする。

以上